

基本施策Ⅱ－１

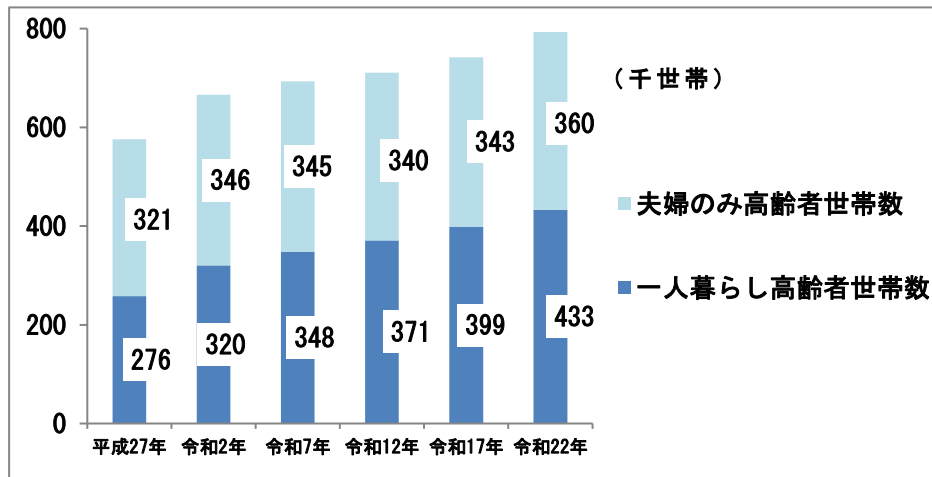
地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

趣旨 地域の支え合い体制づくりと防犯・防災の環境整備を行い安全・安心な地域づくりを推進します

現状

- 核家族化に伴う一人暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者世帯が増加するとともに、要介護（要支援）認定者や認知症高齢者の急激な増加が見込まれています。（図 3-2-1-1）

図 3-2-1-1 一人暮らし高齢者世帯数、夫婦のみ高齢者世帯数の将来推計

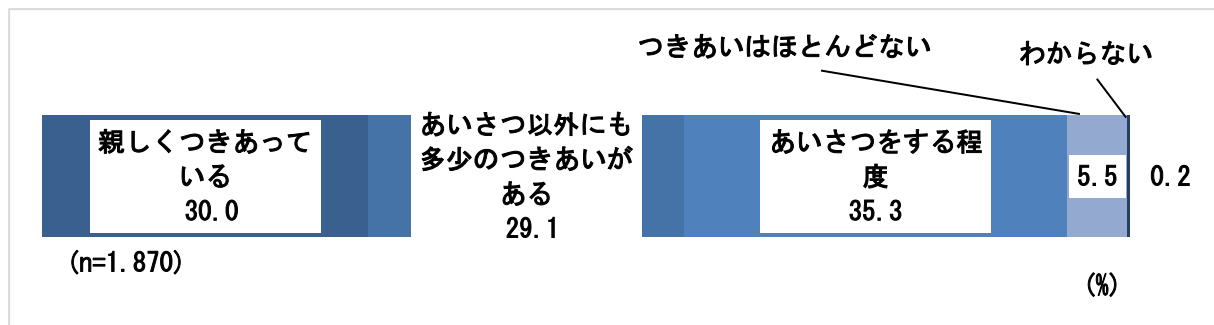


※平成 27 年（2015 年）以前は、総務省統計局「国勢調査結果」、平成 32 年（2020 年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計、2019 年推計）」による。

- また、内閣府「平成 30 年度高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果」によると、60 歳以上の男女を調査対象とした近所の人とのつきあいの程度については、5.5%は「つきあいはほとんどない」、と回答しています。（表 3-2-1-2）

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

表 3-2-1-2 近所の人とのつきあいの程度



※内閣府「平成 30 年度高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果」による。

- 地域では、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しながら顕在化しています。例えば、社会的孤立、貧困、高齢の親が中高年になったひきこもりの子供を支える「8050問題」や、子育てと介護を同時に抱える「ダブルケア」で悩む世帯など、人生を通じて複雑化した複合的な課題や、これまでの制度や仕組みでは対応が困難な状況がみられています。

- 生活保護受給者の推移を見ると総数は前年から横ばいとなる中、65歳以上の生活保護受給者は104万人で前年より増加しています。また、全生活保護受給者に占める高齢者の割合は、半数以上となっています。
(表 3-2-1-3)

表 3-2-1-3 生活保護被保護者の状況

	被保護者総数(人) (A)	うち高齢者(人) (B)	高齢者割合 (B/A)	平均年齢(歳)
千葉県	50,701	25,828	50.94%	58.5
全国	2,068,958	1,041,715	50.35%	58.4

※厚生労働省「平成 30 年度被保護者調査」による。

※平均所得、中央値は「国民生活基礎調査」(平成 29 年) 厚生労働省から引用

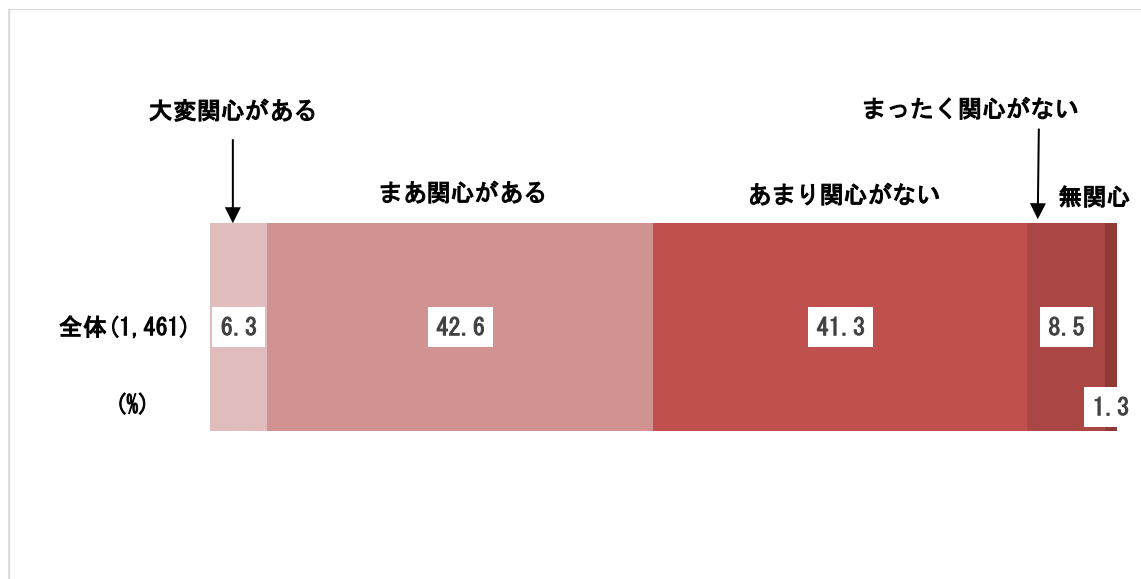
- 単身高齢者のみ世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、地域には生活支援の必要性が高まっています。このため市町村が中心になって、多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行う生活支援体制整備事業が進められています。
- 県政に関する世論調査によると、48.9%の人が市民活動団体の活動やボランティア活動に関心があると回答しています。(図 3-2-1-4)

Ⅲ 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－１

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

図 3-2-1-4 市民活動団体の活動や、ボランティア活動に関心があるか



※第 58 回県政に関する世論調査による。

- 認知症を正しく理解し温かく見守る応援者である「認知症サポーター」や認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」は養成が進んでおり、令和元年度末時点で認知症サポーターは約 50 万人、キャラバン・メイトは約 4,400 人となっています。（表 3-2-1-5）

表 3-2-1-5 認知症サポーター数（千葉県）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
サポーター数	263,855	329,433	394,182	449,290	503,189

※全国キャラバン・メイト連絡協議会調べ（各年度 3 月 31 日現在）

- 高齢化の進展に伴い、犯罪被害者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、「電話 d e 詐欺」のうち「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」では 9 割以上を占めるほか、「侵入盗」、「ひったくり」においても約 3 割と高くなっています。（表 3-2-1-6、表 3-2-1-7）

表 3-2-1-6 電話 d e 詐欺被害件数（千葉県）

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年
件数	971	1,104	1,517	1,485	1,409
被害金額 (百万円)	3,196	2,542	3,192	2,778	2,558

※千葉県警察調べ

※平成 30 年より特殊詐欺（窃盗）の件数も含めて計算しています。

※「電話 d e 詐欺」とは、振り込め詐欺を始めとする「特殊詐欺」の実態を周知するため、公募により決定した本県での広報用の名称です。

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

表 3-2-1-7 犯罪被害者に占める高齢者の割合（千葉県）

	全刑法犯	電話 de 詐欺		侵入盗	ひったくり
		オレオレ詐欺	還付金詐欺		
割合	14.2%	97.5%	83.6%	36.5%	41.5%

※千葉県警察調べ（令和元年中）

○ 平成 30 年版「犯罪白書～進む高齢化と犯罪～」によれば、平成 10 年以降、高齢者の刑法犯検挙人員は毎年増加し、平成 20 年にピークを迎えた後も高止まりの状況にあります。（表 3-2-1-8）

○ また、高齢者の検挙人員に占める再犯者人員の比率（再犯者率）の推移を見ると、平成 10 年の 23.3 パーセントから一貫して上昇し続け、平成 25 年からは初犯者を上回るようになり、平成 29 年には 51.6 パーセントに達しています。（表 3-2-1-9）

表 3-2-1-8 刑法犯検挙人員に占める高齢者数（率）の推移

	平成 10 年	平成 20 年	平成 29 年
65 歳以上検挙人員	13,739 4.2%	48,805 14.3%	46,264 21.5%
検挙人員総数	324,263	340,100	215,003

※犯罪白書（平成 30 年）から

表 3-2-1-9 刑法犯高齢者の検挙人員に占める再犯者数（率）の推移

	平成 10 年	平成 25 年	平成 29 年
65 歳以上再犯者数	3,201 23.2%	23,236 50.2%	23,911 51.6%
65 歳以上検挙人員	13,739	46,226	46,264

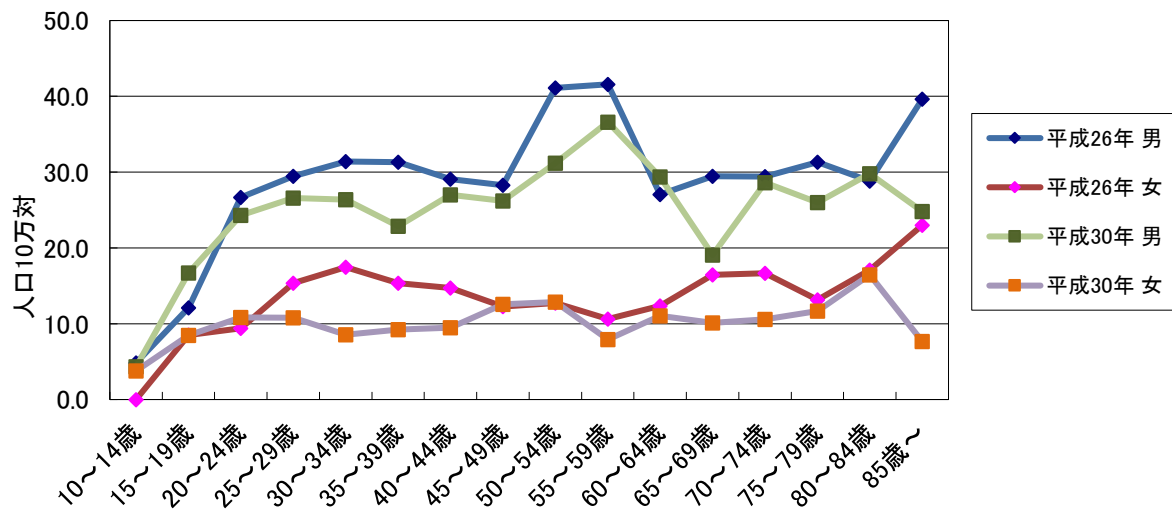
○ 平成 26 年と平成 30 年の性・年齢階級別の自殺者数を比較すると、全体的には減少傾向にあります。しかし、75～84 歳の男性の状況を見ると、自殺死亡率は低下しているにもかかわらず、自殺者数の減少割合は小さい状況となっています。（図 3-2-1-10）

Ⅲ 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－１

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

図 3-2-1-10 性・年齢階級別 自殺者数（年次比較）千葉県



- 令和元年中の千葉県内の交通事故死者 172 人のうち、高齢者は 90 人と、5 割以上を占めており、そのうち半数以上の 49 人は歩行中に事故に遭っています（表 3-2-1-11）。また、高齢者の運転免許保有者は年々増加しており、高齢者が関係する交通事故の増加も懸念されています。

表 3-2-1-11 高齢者の交通事故者数（千葉県）

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
高齢死者数(人)	98	99	74	97	90
全死者数(人)	180	185	154	186	172
構成率	54.4%	53.5%	48.1%	52.2%	52.3%

※千葉県警察調べ

- 多様かつ複雑な家族関係等により、身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待などの様々な高齢者虐待が発生しています。（表 3-2-1-12）

表 3-2-1-12 養護者による高齢者虐待件数（千葉県）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
件数	663	790	816	809	862

※千葉県調べ

- 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定に着手した市町村数は増加してきているものの、全ての市町村が着手するには至っていない状況です。（表 3-2-1-13）

表 3-2-1-13 個別計画策定に着手した市町村数推移（千葉県）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
着手済 市町村数	14	22	28	38	42

- 高齢者・障害者・妊産婦など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方とその御家族を受け入れる「福祉避難所」は、小学校区に１箇所程度の割合で指定することが望ましいとされており本県における小学校区数に対する福祉避難所数の割合は、令和２年９月現在で 137%であり、市町村別に見ると、100%以上が 38 市町村、100%未満が 16 市町となっています。

課題

- 近年、核家族化が進行するとともに地域社会におけるつながりが希薄化し「近所づきあい」が減少するなど、家庭や地域における相互扶助機能が弱まっています。一方、大規模な自然災害が頻発する中、地域住民による日常的なつながりや支え合いの重要性が改めて認識されています。
- 地域におけるつながりが希薄化していることから、高齢者が孤立しないよう、地域における声かけや見守り等の実践が求められています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、行政だけでなく住民自らが主体となり、互いに顔の見える関係を築くとともに、多様な主体がそれぞれの強みを生かし、連携・協働して助け合うことができる体制を築くことが必要です。
- また、市町村によっては、電気・ガス・水道・郵便局などの事業者と協力し、通常業務に支障のない範囲内で、地域の高齢者に何らかの異常を発見した場合に行政につなぐ見守りネットワーク事業が広がっており、県全域への広がりが期待されます。
- 困窮者や障害者等のもとより、地域に住む様々な人が制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてつながる地域共生社会の実現に向け取組を推進する必要があります。また、複合的な課題を抱える人も含めて支援することが出来るよう、包括的な支援体制の構築が求められます。
- 認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につな

げる仕組みの構築が求められています。

- 今後、一人暮らし高齢者世帯や夫婦のみ高齢者世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、ゴミ出しや買い物などのちょっとした生活支援の充実が求められます。

- 近年の高齢者の刑法犯検挙人員は高止まりの状況にあり、再犯者率が高いことから、高齢者による犯罪を減らすためには、再犯の防止が効果的です。

犯罪をした高齢者は、非高齢者に比べて、矯正施設への収容を機に社会的孤立に陥るリスクが高く、出所後の生活を立て直すことができずに再犯に至る人が少なくないことが想定されます。

このため、これら犯罪をした高齢者に再び犯罪を繰り返させないためには、円滑な社会復帰に向けた適切な支援を行うことが必要です。

- 高齢者を狙った悪質な訪問販売事業者などが巧妙な手口で不安を煽り不当な契約をさせる事例が後を絶たないことから、引き続き関係機関と連携し、不適切な取引行為を行う事業者に対する指導等を行う必要があります。

- 犯罪被害・消費者被害を未然に防ぐためには、行政や警察の取組に加え、一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識・消費者意識を持つことが大切です。

そのためには、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害に遭った場合に相談機関を利用するなど、適切に対処することができる能力を身に付けるための消費者教育を推進することが必要です。

- 自殺死亡率は減少傾向ですが、自殺者数の減少割合は小さいことから、高齢化が進むことによる人口構造の変化にも対応する必要があります。

- 自殺の多くが様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であり、そのほとんどは「防ぐことのできる死」であるということを認識する必要があります。

そのため、自殺に関する誤解を解消し、また、自殺対策に携わる者が十分にこのことを理解した上で、関係者や県民の理解を進めていく必要があります。

- 高齢者の交通安全意識を高めることはもちろん、地域ぐるみで高齢者を交通事故から守る取組を促進することが重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、市民後見人の養成を含めた成年後見制度の普及・活用促進のほか、各種の権利擁護の取組が求められています。
- 高齢者虐待の件数は、増加傾向にあり、より一層の対策が求められます
- 災害発生時に、市町村が一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の支援が必要な人たちに対し迅速に対応できるよう、災害情報の確実な周知や、自主防災組織の強化、緊急時の避難支援方法の確立等について、市町村等に対する支援を行う必要があります。
- 大規模災害や感染症の流行等の有事に備え、関係機関や関係者間での連携体制を整えておく必要があります。それと同時に、県民への情報発信や普及啓発を行い、意識の向上を図っていくことが重要です。

取組の基本方針

① 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進

- 支援が必要な高齢者、認知症の人やその家族等が自分らしく暮らし続けることができるよう地域の実情に応じた多様な仕組みで重層的に支え合い、見守るためのネットワークの整備を促進します。
- 子どもから高齢者まで県民一人ひとりが、地域において声掛けや見守りなどの支え合い活動を実践するきっかけづくりに取り組みます。
- 地域において、民生委員や自治会をはじめとして様々な分野の人々が地域づくりの在り方や取組を考える組織づくりを進めるとともに、様々な分野の担い手が連携していくよう啓発等を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援・介護予防サービスや、「地域ケア会議」などを通じて、地域づくりに取り組む市町村を支援します。

Ⅲ 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－１

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

取組	概要
「ちば SSK（しない・させない・孤立化）プロジェクト」の普及啓発 （高齢者福祉課）	高齢者が孤立することのないよう、孤立化防止のＤＶＤの作成やシンポジウムの開催等の周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広めます。
見守りネットワークの整備支援 （高齢者福祉課） （くらし安全推進課）	高齢者の安否確認や見守り活動等を行うことができるよう、民生委員や児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、老人クラブ、自治会、ライフライン事業者、小売事業者等の様々な地域資源の協働による、高齢者の日々の暮らしを見守るネットワークづくりを支援します。
徘徊・見守りＳＯＳネットワークの構築の促進（再掲） （高齢者福祉課）	地域で認知症の人の徘徊事案に対応できるよう、警察のみならず、住民、関係機関、企業等様々な主体が参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りに関するネットワークの構築を働きかけます。
地域福祉フォーラムの設置促進 （健康福祉指導課）	市町村の区域及び小・中学校の区域ごとに、様々な分野の人々が集い、地域づくりの在り方や取組を考える場である「地域福祉フォーラム」の設置を促進します。 また、地域福祉フォーラムの活動の活性化に向けた啓発・情報提供等を行います。
コミュニティソーシャルワーカーの育成 （健康福祉指導課）	コミュニティソーシャルワークの知識・技術の普及のため、以下の研修を実施します。 ○地域福祉活動を担う人への「基礎研修」 ○社会福祉等に係る個別支援又は相談支援を担う人への「専門研修」 ○専門研修修了者への「フォローアップ研修」
ひきこもり対策の推進 （障害者福祉推進課）	ひきこもり地域支援センターにおいて、本人や家族等からの電話相談を受けるほか、面接相談や訪問支援（アウトリーチ）を必要に応じ行います。
地域包括ケアシステムに関する県民への普及啓発 （高齢者福祉課）	地域包括ケアシステムを県民に周知するため、県のホームページを活用するほか、様々な機会をとらえて情報発信します。

認知症サポーターの養成・活躍（再掲） （高齢者福祉課）	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを市町村と連携して養成します。 また、養成したサポーターが地域で具体的な取り組みが行えるように支援をします。
チームオレンジの体制整備（再掲） （高齢者福祉課）	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人等の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築するため、先進的事例の紹介等を行い設置促進に向け市町村を支援します。

② 生活支援体制整備の促進

- 高齢者の在宅生活を支えるため、ＮＰＯ、ボランティア、民間企業等の多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築や、関係者間のネットワーク化等に取り組む市町村を支援します。
- 生活支援コーディネーターは、高齢者の地域での当たり前の暮らしを支援するために、生活支援等サービスの情報提供や足りないサービスの開発等を進めるとともに、高齢者がサービスにアクセスしやすい環境整備を進めていくという重要な役割があります。
このことから、目的・理念を持った生活支援コーディネーターを養成するほか、良好事例の情報提供等を通じ、生活支援コーディネーターが地域で役割を着実に遂行するようフォローアップ研修等を通じて支援します。

取組	概要
生活支援コーディネーターの養成 （高齢者福祉課）	市町村が地域支援事業の中で取り組む生活支援体制整備において、生活支援サービスの充実・強化や担い手の育成等を行う生活支援コーディネーターを養成します。
生活支援コーディネーターのフォローアップの実施 （高齢者福祉課）	生活支援コーディネーターの日頃の活動に資するためのフォローアップ研修や情報交換会を実施します。

③ 生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進

- 地域住民一人ひとりが、生涯を通じて福祉に関する教育・学習、ボラン

Ⅲ 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－１

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

ティア活動を継続できる仕組みづくりを進めます。

- 県民のボランティアに対する理解と参加を促進するため、活動体験の場と機会を提供するなど、幅広い世代に対する様々な広報・啓発を行います。
- 地域の高齢者等との交流や関係福祉施設への訪問等を通じ、次代を担う児童・生徒への地域と連携した福祉教育を推進します。
- 地域福祉活動等のリーダー役となる人材を養成します。

取組	概要
「さわやかちば県民プラザ」における生涯学習事業の推進（再掲） （教育庁生涯学習課）	生涯学習センターと芸術文化センター機能を持つ「さわやかちば県民プラザ」の特性を活用し、生涯学習に関する普及・啓発、情報提供、相談体制を充実していきます。 また、千葉県体験活動ボランティア活動支援センターの活用を図りながら、高齢者についても生涯にわたって学び続け、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習の推進を図ります。
県民向け市民活動・ボランティア普及啓発（再掲） （県民生活・文化課）	市民活動やボランティア活動について理解を深め、参加促進を図るために、ボランティア活動の基礎知識等を掲載したリーフレットや普及啓発用リーフレットを作成し、配布します。
ボランティアの振興 （健康福祉指導課）	ボランティア等の民間福祉活動の育成発展を図るため、ボランティアの集いの開催、リーダー研修、コーディネーター研修等の各種研修、セミナー等による人材育成や、ボランティアをしたい人と援助を必要としている人とをつなぐための様々な情報の収集・提供を行っている千葉県ボランティア・市民活動センターの活動を支援します。

福祉教育の推進 (健康福祉指導課) (教育庁学習指導課)	児童・生徒の福祉に係わる意識の醸成及び活動の普及・促進を図るため、福祉教育への熱心な取組を進める学校を福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。 また、同じ地区の小・中・高校・地域団体をパッケージ方式で「福祉教育推進校・推進団体」への指定により、子供の発達段階に応じた福祉教育と、地域と連携した福祉教育を推進しています。 今後も、福祉・介護に興味を持つ学生等を対象とした職場体験実習や教育関係者に対する福祉への理解を深めてもらうための取組を進めます。
---	--

④ 安全・安心な生活環境の確保

- 高齢者が「電話 d e 詐欺」やひったくりなどの犯罪に巻き込まれない社会づくりに向け、地域の防犯力の向上、犯罪の起こりにくい環境づくりを促進します。

また、高齢者の消費者被害を防止するため、消費者の自立を支援する講座の開催等を通じた学習の機会の提供など消費者教育を推進していきます。

- 高齢者が身近な市町村で消費生活相談を受けられるよう、市町村における消費生活相談体制の充実強化に向けた支援を行います。
- 高齢者に対する不当な取引行為を行う事業者に対し、関係機関と連携し指導等を行っていきます。
- 高齢者の交通事故防止に向けた取組を進めます。

取組	概要
S T O P ! 電話 d e 詐欺 (くらし安全推進課)	電話 d e 詐欺(振り込め詐欺)の撲滅に向け、専用の相談窓口を設置するほか、県警、市町村、関係団体、民間団体等と連携し、高齢者等に対して効果的な広報・啓発を実施します。

Ⅲ 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－１

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

地域の防犯力アップの促進 (くらし安全推進課)	地域の犯罪抑止に大きな役割を担っている県民の自主防犯活動を促進するため、市町村が自主防犯団体等への支援として実施する、自主防犯パトロール用資機材の整備に対して、その経費の一部を助成します。
総合的な高齢者保護対策の推進 (警察本部生活安全総務課)	高齢者が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、犯罪発生情報や防犯対策に係る知識の普及を図るとともに、防犯講話等を通じて、高齢者が被害者となりやすい電話・メール詐欺等の犯罪に対する防犯知識の普及啓発を促進します。
消費者教育及び啓発の充実 (くらし安全推進課)	消費生活をめぐる契約上のトラブルの未然防止・拡大防止を図るため、県消費者センターと連携し、消費者の自立を支援する講座等を開催するほか、ホームページや県広報紙等を活用して消費者情報を提供するなど、より効果的な広報啓発を実施し、高齢者等の消費者被害の防止に取り組んでいきます。
相談体制及び悪質事業者の監視指導体制の充実・強化 (くらし安全推進課)	市町村の相談体制の充実強化に向け、相談員の資質向上を目的とした研修会等を実施していきます。 また、高齢者を狙った悪質な訪問販売等を行う事業者への対策として、警察等と連携し、特定商取引に関する法律等に基づく指導等を行っています。更に、広域で活動する悪質事業者に対しては、「五都県悪質事業者対策会議」を通じて合同指導や処分を行うなど、監視指導を強化していきます。
交通安全シルバーリーダー研修・ネットワーク事業 (くらし安全推進課)	地域の指導的役割を担う高齢者が、交通安全に必要な知識・手法を習得できるよう、参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室を実施します。 また、研修終了者に、地域において交通安全に関する啓発活動を行っていただけるよう、定期的に情報提供を行います。
高齢者の交通死亡事故抑止対策の推進 (警察本部交通総務課)	高齢者の事故防止のため、老人クラブや自治会等への情報発信や高齢歩行者の反射材の活用を促進するための対策を推進します。
運転免許自主返納者に対する支援措置の拡充 (警察本部交通総務課)	運転に不安を感じている高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を作るため、自治体、企業等に対し運転免許自主返納に関わる支援措置の実施を働きかけます。

交通安全県民運動 (くらし安全推進課)	交通安全思想・交通道徳を普及徹底させ、県民一人一人が交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故の防止を図ることを目的に、四季の交通安全運動や年間を通じて行う運動を展開し、県民・関係機関と連携して交通安全対策に取り組めます。
------------------------	--

⑤ 困難を抱える高齢者への支援

- 被害者・加害者を出さない地域社会づくりに向け、虐待に対応する市町村を支援します。また、高齢者福祉施設における高齢者権利擁護・身体拘束廃止を推進する人材を養成します。
- 判断能力が十分でない高齢者の日常生活の自立を支える取組を支援します。さらに、成年後見制度の周知や市民後見活動の促進に取り組めます。
- 生きづらさや生活や仕事などへの不安を抱える高齢者が、地域で自立した生活ができるよう相談支援の充実を図ります。
- 自殺のハイリスク者の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材等（ゲートキーパー）を養成する取組を支援します。
- 犯罪をした高齢者の再犯防止を推進するため、地域において必要な支援が途切れることなく行われる更生支援の仕組みづくりに取り組めます。

取組	概要
高齢者虐待防止対策の推進 (高齢者福祉課)	市町村や地域包括支援センター職員及び介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るため研修会を開催します。 また、高齢者虐待防止ネットワークの未設置市町村に対して、早期設置を働きかけます。 更に、困難事例に対し市町村が迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉士や弁護士等の専門職団体と連携し、専門性を活かした助言等を行います。

Ⅲ 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－１

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

高齢者権利擁護・身体拘束廃止の推進 (高齢者福祉課)	高齢者福祉施設における介護実務者及びその指導的立場にある者に対する身体拘束廃止に関する研修を行い、身体拘束廃止を推進する人材を養成します。 また、高齢者福祉施設からの要請により、専門家等が、身体拘束廃止に向けたケアの工夫等について具体的な助言を行うことにより、施設における身体拘束廃止の取組を支援します。
生活困窮者自立支援事業 (健康福祉指導課)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じます。
日常生活自立支援の推進 (健康福祉指導課)	判断能力が一定程度あるものの十分でない高齢者などが地域で自立した生活を送れるよう、各市町村社会福祉協議会において、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。
成年後見制度の推進 (健康福祉指導課)	認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する成年後見制度の普及に努めます。
市民後見の推進 (高齢者福祉課)	弁護士などの専門職による後見人だけでなく、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見活動を推進する市町村に対し助成します。
中核地域生活支援センターの運営及び市町村への包括的相談支援体制の普及(再掲) (健康福祉指導課)	24時間365日体制で、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内13か所に設置、運営します。また生活困窮者に対する自立支援の強化を図るため、町村部を所管する同センターに、包括的な相談支援を行う支援員を配置します。 さらに、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施します。

セルフ・ネグレクト（自己放任）への対応 （高齢者福祉課）	高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築します。
自殺対策の推進に関する総合的な支援 （健康づくり支援課）	県は「千葉県自殺対策推進センター」を設置し、各市町村の自殺対策担当への研修、市町村の自殺対策計画の策定支援や自殺対策の実施に必要な助言及び情報提供を行います。
矯正施設出所者等に対する切れ目のない生活支援の推進 （健康福祉指導課）	刑務所などの矯正施設の出所予定者等のうち、福祉的支援を必要とする者を出所後ただちに福祉サービスにつなげるため、司法関係機関と地域の相談支援機関の連携の強化を進めます。

⑥ 災害等への対応

- 災害時に高齢者等が安全に避難できるよう、避難支援方法の確立や自主防災組織の強化の支援等に努めます。
- 大規模災害や感染症の流行等の有事に備え、高齢者施設の体制強化への助言、関係機関・関係者間の連携体制の構築や住民への普及啓発等に努めます。

取組	概要
避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定の促進 （防災政策課）	市町村が行う、避難行動要支援者名簿を活用した高齢者等の個別計画の策定を促進します。
自主防災組織等育成・活性化 （防災政策課）	自主防災組織等の育成と活動の充実を図るため、防災用資機材（ハード面）の整備及び防災訓練や研修会の実施等（ソフト面）について、市町村が自主防災組織等に対して行う補助事業に対して県が支援します。
介護保険施設等での非常災害時の体制整備の強化・徹底 （高齢者福祉課）	実地指導等において、地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況等に関し、重点的に確認するとともに必要に応じて助言します。

Ⅲ 施策の推進方策

基本施策Ⅱ－１

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

高齢者福祉施設の防災機能強化 (高齢者福祉課)	高齢者福祉施設における入所者等の安全を確保するため、災害対策・安全性確保を目的とした非常用自家発電設備、給水設備等の整備を促進します。
千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)の派遣体制の強化 (健康福祉指導課)	大規模災害時、避難所等で高齢者等の要配慮者に対し福祉的な支援を行う「千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)」の派遣体制を強化します。
高齢者施設等への災害発生時の支援 (健康福祉指導課) (高齢者福祉課) (障害福祉事業課)	災害発生時、高齢者施設等の社会福祉施設の被害状況を速やかに把握し、必要な支援を行います。
介護施設等における感染症拡大防止に係る支援 (高齢者福祉課)	介護施設等において、新型コロナウイルス等の感染症を予防・拡大防止するため、各種必要な費用を助成します。
介護施設等におけるサービス継続支援 (高齢者福祉課)	新型コロナウイルス等の感染症発生によりサービスの提供が困難になった事業者に対し、各種費用を助成し、介護サービスが継続的に提供できるよう支援します。
県民の防災意識の醸成 (防災政策課)	県民自らが備蓄等の防災対策を進めることができるよう、防災意識の醸成を図るとともに、防災教育を推進します。
避難所運営への支援 (防災政策課)	各市町村の地域防災計画の見直しや、避難施設ごとの「避難所運営マニュアル」等を策定する際の参考となるよう、手引きの作成等を通じて支援を行います。
災害発生時の緊急物資等による支援 (危機管理課)	高齢者に配慮した物資として、おかゆ、おむつ等を備蓄します。また、平時より市町村との情報共有を図り、災害発生時に迅速かつ的確な物資支援を行います。